

令和8年度

東京小学校 いじめ防止対策基本方針より

いじめ防止対策推進法より

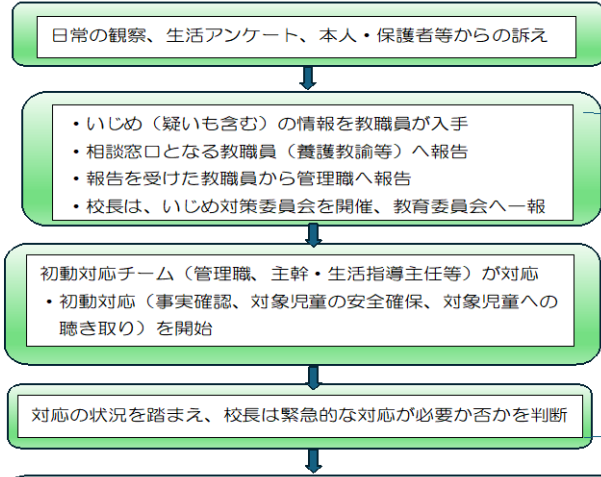
第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第4条 児童等はいじめを行ってはならない。
第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめ防止対策推進法に基づき、以下を念頭にいじめはどこにでも起こり得るとの認識の下、教育活動全体を通して防止、排除に努める。

- 1 軽微ないじめも見逃さない
2 学校組織全体で一丸となって取り組む
3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す
4 子供たち自身がいじめについて考え、行動できるようにする
5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
6 社会全体の力を結集していじめに対峙する

いじめを発見したら…【いじめ防止対応の基本的な流れ】



即日対応

Table for the Bullying Response Committee (いじめ対策委員会) listing roles like Principal, School Counselor, and School Social Worker with their responsibilities.

○速やかな連絡が保護者の安心感につながることから、情報を得たら速やかに対象児童・関係者双方の保護に連絡する
○事実確認中であっても、保護者に「対応中である」旨を一報する。

《年間計画に位置付けて開催》
・いじめの認知
・事案の新規報告や新録確認
・SC や SSW とも連携した事案の対応方針の確認
・いじめが解消したかどうかの判断。解消していない場合は引き続き指導・支援を実施
※保護者には随時、聴き取りの方法やタイミング等についての相談や、事案の進捗状況の伝達を行う。

いじめ防止対策基本方針

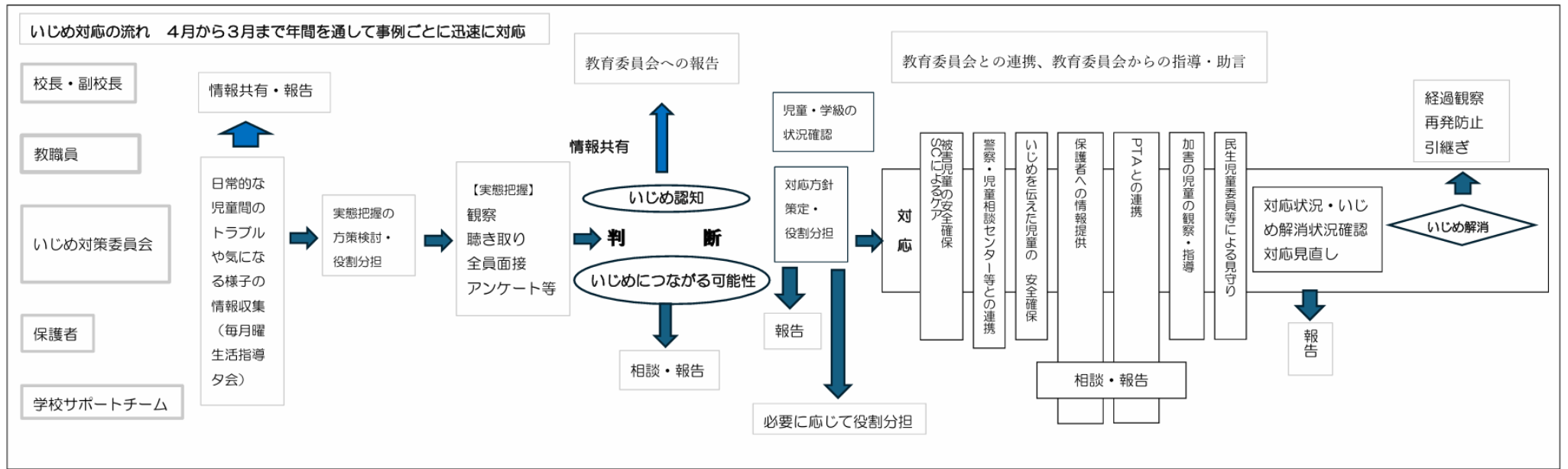
《即日対応 緊急対応が必要な場合に開催》
・いじめの認知
・対応方針と役割分担の確認
いじめを受けた児童へのケア
教育委員会への専門家などの派遣要請の検討
警察などの関係機関への通報や相談の検討
解消に向けた取組の検討（ケース会議等）
・重大事態かどうかを検討・判断
・状況に応じ、保護者、教育委員会、関係諸機関と連携した対応を検討

いじめ防止のための年間計画

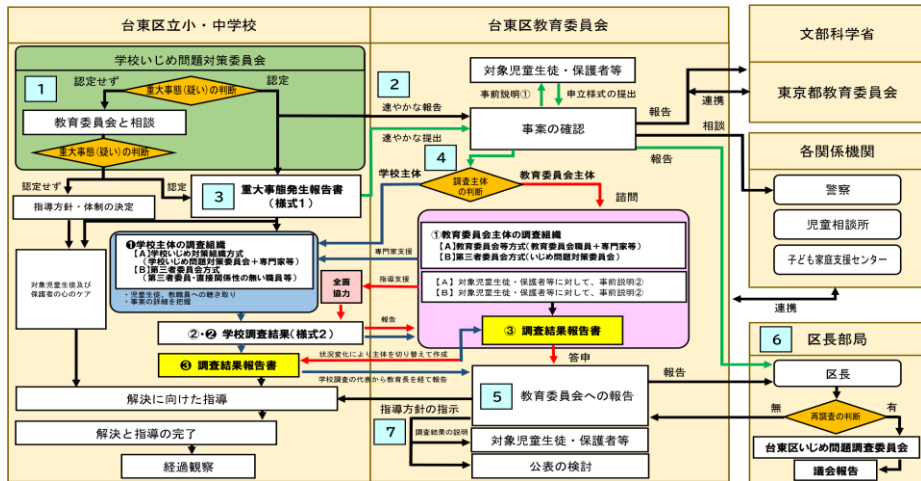
Annual plan calendar from April to March, detailing activities like school council meetings, surveys, and counseling sessions.

いじめ防止のための日常的な取組
* 毎週月曜日の生活指導報告会で学年・学級の生活指導上の諸問題に関する情報交換を行う。
* 開かれた指導を心がけ、いつでも、誰でも教室に行って授業の様子を見ることが出来る環境をつくる。
* 多くの大人の目で看護し、報告・連絡・相談を迅速に行う。
* 連絡帳での保護者からの相談、けがや病気等、小さなことでも必ず管理職に報告し単独で対応しない。
* 教職員は全校児童の顔と名前を覚え、子供扱いせず、愛情をもって言葉を交わす。

いじめ防止から発見、解消までのおおまかな流れ



いじめ重大事態 発生時の対応の流れ 台東区教育委員会 指導課



【重大事態とは】(法28条)
 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 【重大事態の発生に係る児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じる場合】いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂版)P.14
 ○ 対象児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

教職員の心得
 *まず子供を信頼していることを示す
 *いじめ予防の基本として、授業の充実を目指す
 *子供をみる目を養う
 *大人の思い込みで子供の心情を勝手に受け止めない
 *教職員間の情報共有を大切にする
 *過信せず、勝手に判断をせず、速やかに校長に報告する
 *保護者、地域社会と共に手を取り合う姿勢をもつ
 *隠べいや虚偽のない正確、明解、丁寧な説明を心がける
 *発達段階や特性等にに応じた対応を遵守する

- 「SNS 東京ルール」平成31年4月改訂
- ① スマホやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう
 - ② 必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう
 - ③ 送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう
 - ④ 個人情報や教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない
 - ⑤ 写真・動画を許可なく撮影・掲載・拡散しない

児童にアンケートをとり、SNSの利用実態、自分たちが感じるネット上のトラブルについて実態把握をする。
 ↓
 実態を基に問題解決のための話し合いをする。【生活指導部・児童代表委員会・高学年等】
 ↓
 SNS 学校ルール ⇄ SNS 家庭ルール

保護者の皆様へ
 令和7年度末、保護者より、本校の「いじめ防止対策基本方針」について、より透明性を高め、手続きの可視化、相談体制・組織運営・職員の研修体系等の明確化を図るよう要望をいただきました。
 あらためて基本に立ち返り、生活指導の大前提である生徒指導提要に基づき見直しを図り、保護者、地域の皆様が安心して子供を預けることができる学校であり続けることを目指すため、いじめ防止対策基本方針を改訂しました。
 これは絶対的なものではなく、これを基に、新たな基本方針策定に保護者、地域の皆様にも参画していただきながら随時改善し、よりよい環境づくりを目指してまいります。なにかお気づきの点がございましたらお知らせください。

このプリントは、その中から特に年度初めにご覧いただくべきことをまとめたものです。「いじめ防止対策基本方針」本文はホームページに掲載しました。相談窓口一覧等と併せて時間をかけてお読みいただけたら幸いです。
 職員一同、方針を基に、ケースの実態に応じて真摯にいじめ防止に努めてまいります。

いじめを発見したら・・・
 いじめかもしれないと思ったら・・・
 ↓
 窓口の養護教諭 または 相談しやすい職員にご一報ください。直接、校長にご連絡いただいても一向に構いません。信頼していただけるよう研鑽いたします。